

鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度のご案内

管理事業者向け

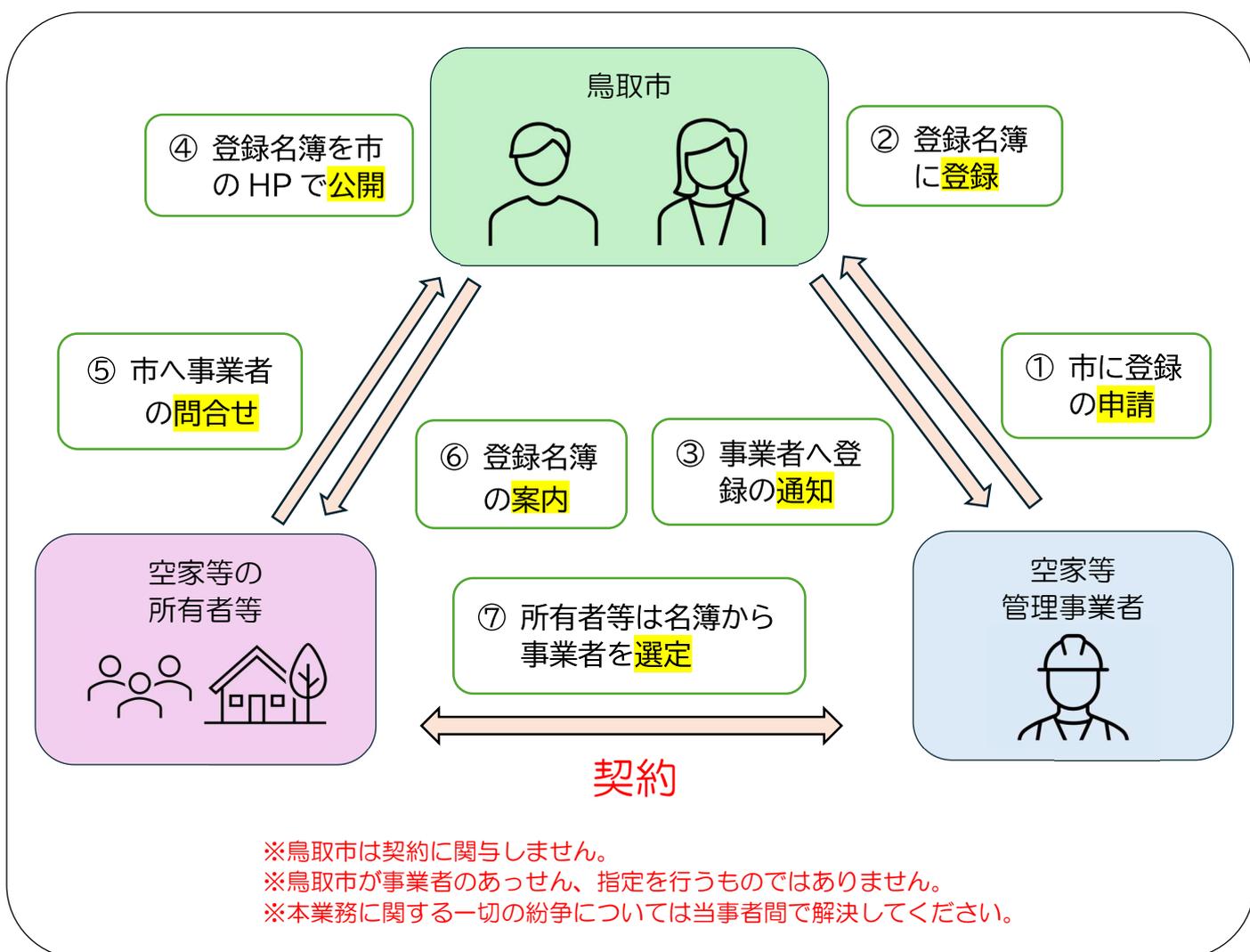
◆制度概要

「管理不全空家等」の発生を抑制すると共に、空き家を良質な住宅として市場に流通させることで良好な住環境の確保を図ることを目的とし、高齢者や遠方に居住している等、直接空家等の管理をすることが難しい方へ、空家等管理代行業務を行う管理事業者を紹介する制度です。

空家等を管理することができる事業者を「鳥取市空家等管理事業者登録名簿」に登録し、市のホームページでの公開や、相談があった空き家の所有者等へ紹介を行います。

なお、登録名簿を用いて、特定の事業者のあっせんや紹介は行いません。

【概略フロー図】



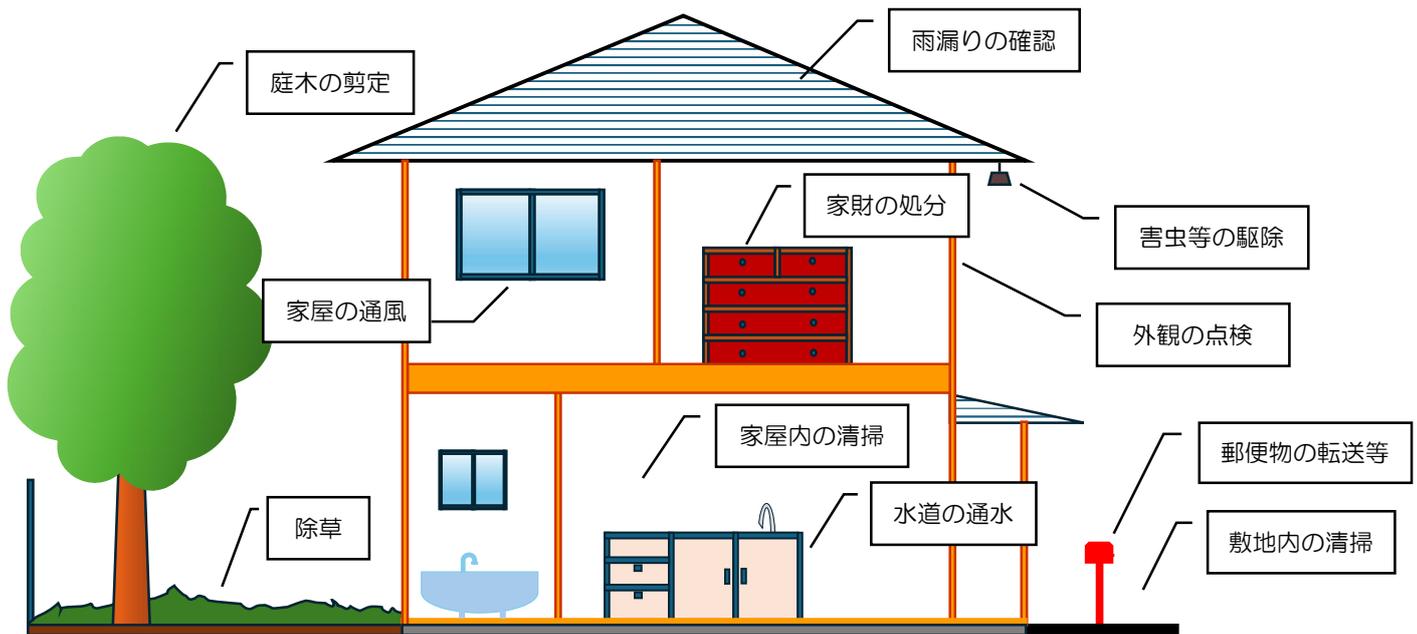
◆業務対象地域

事業を実施する対象区域は事業者により事前に選択し登録することができます。

市内全域、旧市域、国府町、福部町、河原町、用瀬町、佐治町、気高町、鹿野町、青谷町

◆主な管理業務内容

事業者により複数の選択が可能で、事前に選択した業務について管理を行うことができます。



◆管理事業者の登録資格

鳥取市内に主たる事業所を有し、「工事、測量等業務の入札参加資格」、「物品役務等の入札参加資格」、「小規模修繕等契約登録」のいずれかの資格を有している者で、かつ、下記の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 市税を滞納していない者
- (3) 自らが行う空家等の管理業務について、パンフレット、ホームページ等により広報を行うことができる者
- (4) 空家等の管理業務の報告を所有者等へ行うことができる者
- (5) 鳥取市における空家等の管理業務の年間契約件数等の報告を市長へ行うことができる者
- (6) 空家等の管理業務と併せて家財の処分も行う事業者（家財の処分のみを行う事業者を除く。）
にあつては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定による一般廃棄物の収集及び運搬に係る許可を受けている者又は古物営業法第3条の規定による許可を受けている者（ただし、古物商の許可のみを受けている者にあつては、一般廃棄物の収集運搬に係る許可を受けている者を所有者等へ紹介又は斡旋することができる者）
- (7) 登録の抹消を受けた者にあつては、その抹消日から起算して2年以上経過した者

※詳しくは「鳥取市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱」をご確認ください。

【お問い合わせ】
鳥取市 都市整備部 建築指導課 空家対策係
〒680-8571 鳥取市幸町 71 番地
TEL：0857-30-8364 FAX：0857-20-3956
✉：kensido@city.tottori.lg.jp

【空家等管理事業者登録・紹介制度のご案内】

空家等管理事業者登録・紹介制度

